

○厚生労働省告示第三百四十二号
 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別
 教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日
 から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成二十七年八月五日

第二十二条の次に次の一条を加える。

（ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育）
 第二十三条 安衛則第三十六条第四十号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育によ
 り行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲につ
 いて同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
ロープ高所作業に 関する知識	ロープ高所作業（安衛則第三十六条第四十号に規定する ロープ高所作業をいう。以下同じ。）の方法	一時間
メインロープ等に 関する知識	メインロープ等（安衛則第五百三十九条の三第一項に規定 するメインロープ等をいう。以下同じ。）の種類、構造、強 度及び取扱い方法、メインロープ等の点検及び整備の方法	一時間
労働災害の防止に 関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置、安全帯及び保護 帽の使用方法並びに保守点検の方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間
3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲に ついて同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科 目	範 囲	時 間
ロープ高所作業の 方法、墜落による 労働災害の防止の ための措置並びに 安全帯及び保護帽 の取扱い	ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のため の措置、安全帯及び保護帽の取扱い	二時間
メインロープ等の 点検	メインロープ等の点検及び整備の方法	一時間